

錦江町農業委員会 5月定例総会会議録

○ 開催日時 令和4年5月25日(水) 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席委員 なし

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第5号 農地法第3条許可申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第7号 錦江農業振興地域計画の変更（用途区分変更）について

議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第9号 令和4年度の最適化活動の目標の設定（案）について

○事務局	それでは、令和4年5月の定例総会を開会いたします。そのまま結構でございます。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読を鍋委員にお願いいたします。
○鍋委員	憲章朗読
○事務局	はい、ありがとうございます。それでは、会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。いつもご苦労さまでございます。それでは、ただいまより、令和4年5月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は全員出席されておりますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名員に、5番、鳥越委員と6番、元丸委員を指名しますのでよろしくお願い申し上げます。次に会務報告についてを議題としますので事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。5月の会務報告をいたします。18日に農業委員会会長事務局長等会議がオンラインで開催されまして、会長と永田書記が出席しております。ここには書いてございませんが、20日に、農振地域計画の農用地利用計画の変更申出に対する現地調査を行いまして、徳永委員と水流委員に現地をご確認いただきました。24日に、農振法農地法の担当者研修会がございまして、鶴田書記と永田書記が出席しております。25日は、本日の5月定例総会でございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第5号、農地法第3条許可申請についてを審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、3ページを、お開きください。農地法第3条許可申請、受付番号2番、譲渡人、〇〇さん、笑喜の方です。場所が神川字金吹谷6220番3、台帳、現況地目とも、畑となっております。地積が1,887㎡です。譲受人が、〇〇さん、宿利原の方です。以上になります。
○会長	続いて、私のほうで報告をいたします。〇〇さんは、牛と干し大根をしております。この土地は、牛小屋のすぐ前の土地でありまして、全部で〇〇円とのこと。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鈴委員	〇〇円。
○会長	全部で〇〇円です。細長い畑であって、もう牛小屋のすぐ目の前の畑です。
○徳永委員	すいません。
○会長	はい。
○徳永委員	ちょっと参考に教えてください。私の方でも今売買の話が出てるんですが、

	この〇〇円、一反当たり約〇〇円。この〇〇円はですね、値段をどういうふうにして決めたのかというのを。今、買いたい人と売りたい人でちょっと差があるもんですから、この金額が当事者で話し合ったのか、農業委員会が入って決まった金額とかちょっと参考的に教えてください。
○会長	利用価値だろうと。畑としては細長くてあんまり作ることはできない。一反八畝あるが、畑としては、つくり方は大変な畑。それで買う人が〇〇円を超えたら買わないとそういうことで。
○徳永委員	はい。当事者の話合いですね。ありがとうございます。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第5号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第5号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第6号、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題としますが2回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	異議なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号20番から29番について説明をお願いいたします。
○事務局	5ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画ということで、受付番号20、21番、貸し人、〇〇さん、南大隅町の方です。場所が、馬場字南迫4333番1、現況地目が畑、地積が1,102㎡です。もう一筆が、馬場字南迫4332番5、現況地目が畑、地積が370㎡です。貸付期間が令和4年5月26日から令和8年12月14日までとなっております。小作料金が、合わせて〇〇円です。借り人が〇〇さん、笹原の方です。受付番号22番、貸し人が〇〇さん、笹原の方です。場所が、馬場字笹原4458番9、現況地目が田、地積が1,447㎡、貸付期間が令和4年5月26日から令和7年12月14日です。小作料は、〇〇円です。借り人は、〇〇さん、笹原の方です。受付番号23番24番、貸し人が〇〇さん、神川上の方です。場所が、神川字有村2542番1、現況地目が田、地積が899㎡です。もう一筆が神川字有村2545番2、現況地目が田、地積が662㎡です。貸付期間が令和4年5月26日から令和7年12月14日です。小作料が、あわせて米〇〇俵です。借り人が〇〇さん、神川上の方です。受付番号25番、貸し人が〇〇さん、中園の方です。場所が城元字平田1175番2、現況地目が田、地積が1,143㎡、貸付期間が令和4年5月26日から令和7年12月14日です。小作料は〇〇円です。借り人が〇〇さん、栄町の方です。受付番号26、27、28、29番、貸し人が〇〇さん、兵庫県の方です。場所が神川字大馬瀬311番2、地目が田、地積が393㎡、次

	<p>が神川字諏訪ノ前 368 番 1、現況地目が田、地積が 2,081 m²、次が神川字外園 413 番、現況地目が田、地積が 1,220 m²、次が神川字外園 416 番、現況地目が田、地積が 954 m²です。貸付期間が令和 4 年 5 月 26 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料につきましては〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、鳥浜の方です。耕作者の詳細につきましては、別で配っている A 4 の用紙をご覧ください。以上です。</p>
○会長	<p>事務局から説明がありましたが、ここで鈴委員の報告をお願いいたします。</p>
○鈴委員	<p>報告いたします。借り人の〇〇さんは、笹原の 73 歳でありますけれども、非常にまだまだ元気で、よく畑も管理されております。対象の南迫というところも、同じ笹原地区の畑でございまして、何ら問題はないと思われまます。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>23 番、24 番を説明します。2 筆になっておりますが、現地は隣同士で一筆の状態です。この田んぼは、前耕作者がですね、ちょっと色々ありまして、合意解約をした場所です。この〇〇さんに、耕作をどうかという話をしましたら、やりましょうということで、引受けてもらった土地です。〇〇さん、若いんですけども、借地も含めてですね、よく耕作管理をされております。また作ってる品物も家族で一生懸命やっておりますので、何ら問題はないかなというふうに考えております。小作料金を米〇〇俵にしましたけども、金額ではなくて物納のほうがいいという貸し人の意向を踏まえて、物納でしております。以上です。</p>
○会長	<p>次に、鳥越委員の報告をお願いいたします。</p>
○鳥越委員	<p>報告いたします。〇〇さんなんですけれども 84 歳という高齢ですけども、息子さんと〇〇さんが一緒になって米を作りたいという。〇〇さんが米を作って、〇〇さんと息子さんが、お手伝いをするというようなことです。それで小作料金が〇〇円ということで、ちょっと高いかなと思って両方に話をしたところ、〇〇さんの方はもう少し安くしてもいいということだったんですけども、〇〇さんの方がもう〇〇円にしてくれということで、〇〇円になりました。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、内菌委員の報告をお願いいたします。</p>
○内菌委員	<p>はい。受付番号 26 番から 29 番の案件ですが、この元借り人の〇〇さんが亡くなられて、規模縮小に伴いですね、奥さんが、〇〇さんに借りてくれないかと相談をしていたら、成立した案件です。〇〇さんはですね農地も農地周りもきれいに管理されていて、認定農業者でもありますし、何ら問題ないと思えます。小作料金ですが、これはもともと〇〇さんが借りられたときの同じ内容となっております。何ら問題はないと思われまます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告があり</p>

	ましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号 20 番から 29 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号 20 番から 29 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 30 番から 34 番についてを審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局	はい。受付番号 30 から 34 番につきましては、農地中間管理機構に係るものになりますので借り人につきましては全て公益財団法人県地域振興公社となっております。では、受付番号 30 から 33 番につきましては、貸し人が〇〇さん、上原の方です。場所が田代川原字宮前 451 番 1、現況地目が田、地積が 1,541 m ² です。次が、田代川原字宮前 452 番 1、現況地目が田、地積が 1,137 m ² です。次が、田代川原字宮前 453 番 1、現況地目が田、地積が 1,482 m ² です。次が、田代川原字宮前 454 番 1、現況地目が田、地積が 2,166 m ² です。貸付期間が、いずれも令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までです。小作料金につきましては、〇〇円となっております。受付番号 34 番、貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。場所が田代麓字山崎 1115 番、現況地目が田、地積が 1,383 m ² です。貸付期間が令和 4 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までです。小作料が〇〇円となっております。配分計画につきましては、A 3 の横長の別紙があるかと思いますが、そちらの方をお目通しください。以上です。
○会長	事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 30 番から 34 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 30 番から 34 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第 7 号錦江町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。説明をお願いいたします。
○事務局	はい、8 ページをお開きください。錦江農業振興地域整備計画の変更用途区分変更についてということで意見照会がきております。申請者が〇〇さん、申請地につきましては、神川字陣ノ尾 4450 番 2、面積が 3,149 m ² 、変更の目的ですが、畜舎及び資材置場を作りたいということです。申請書の詳細につきましては、9 ページから 17 ページまでとなっておりますので、お目通しください。場所につきましては 14 ページに地図がありますので、そちらをご覧ください。以上です。
○会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当委員の水流推進委員の報告をお願いいたします。

○水流推進委員	はい。20日に事務局と現地を見に行きまして、農業施設ということで、建築については、何ら問題はないと思います。また〇〇さんも生産牛、親牛50頭ぐらい飼ってまして、子牛小屋が足りないということで、子牛の牛舎を作りたいということでしたので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。
○会長	ただいま水流推進員のほうから報告がありましたが、質疑はありませんか。
○寺田委員	どの辺ですか。
○事務局	場所はですね、神川から桜原のほうへ上がる途中の中村造園のハウス苗をする場所がわかりますか。
○寺田委員	桜原に向かう道路の今現在畜舎があるところの近く。
○事務局	自分の畜舎があるところのすぐ手前が中村造園さんなんですよ。そのすぐ手前を左に入って10mぐらいのところ。
○寺田委員	地図で見たら入り込んだところに見えるが。
○事務局	畜舎を建てる面積としては、3段になってる畑で、真ん中のところの約1,000㎡程度を使うんですけど、ラップサイレージを置く場所が足りないということで、全体の用途区分変更となっているところです。空いてるところはサイレージを置くということです。
○会長	他にありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認めます。これから議案第7号について採決いたします。お諮りします。議案第7号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	異議なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第7号については原案のとおり決定しました。続いて議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価についてを議題としますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	(資料により説明)
○会長	事務局から説明がありましたが、何か質疑はありませんか。
○鍋委員	20ページの最初の現状課題のところに、小規模農地整備事業という言葉がありますけど、この前荒木さんが確かこれに似たようなことを話されたような気がしたんですけど、その実績みたいなのは、わかりますか。
○事務局	小規模の農地の畦畔をとる事業を数年前から始めてまして、その実績ということですが、すいません資料を持ち合わせていないので、実績はわかりません。それでですね、今年度からまた新たに畦畔除去の事業の制度を始めましたので、これまでの実績と新しい制度についてですね、また別機会に説明させていただければと思います。
○会長	ほかにありませんか。
○委員	なし。

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第8号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第8号については原案のとおり決定しました。次の議案の前にしばらく休憩をとります。
	暫時休憩
○会長	それでは再開いたします。議案第9号、令和4年度最適化活動の目標の設定についてを審議しますので説明をお願いいたします。
○事務局	(資料により説明)
○会長	ただいま事務局の説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第9号については原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第9号については原案のとおり決定しました。以上で令和4年5月錦江町農業委員会の定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	では以上で令和4年5月の定例総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

5 番

6 番

議事録調整者